

種類	施設名
01	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ)
02	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る)
03	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く)
04	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シートはく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設
05	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む)の製造の用に供するものを除く)
06	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る)
07	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る)
08	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む)
09	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む)のものを除く)